

NPO法人 つなぐハーモニー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 つなぐハーモニーと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県吾妻郡長野原町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障がいを持つ人達が地域で社会的・経済的に自立して暮らしていくための様々な支援や、外国籍の人達が地域で円滑に就労するための支援等を行い、障がいの有無や国籍にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らして行くための活動を通じて、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害福祉サービス事業所運営事業
 - ③ 障がい者のための地域活動支援センター運営事業
 - ④ 障がい者のためのグループホーム運営事業
 - ⑤ 外国人就労者生活支援事業
 - ⑥ 外国人就労支援事業
 - ⑦ その他目的を達成するための事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事会の付託に基づき、事務局を統括し業務を運営する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当

該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第51条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を

除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0円、年会費 10,000円
 - (2) 活動会員 入会金 0円、年会費 1,000円
 - (3) 賛助会員 入会金 0円、年会費 20,000円(一口)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和7年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理 事	浅 見 俊 雄	理 事 長
理 事	黒 岩 ふみ子	副理事長
理 事	市 村 敏	専務理事
理 事	黒 岩 ちえみ	
理 事	滝 沢 留美子	
理 事	佐 藤 直 人	
理 事	松 浦 信	
理 事	本 多 英 子	
監 事	小 林 弘	

(様式2)

役員名簿

NPO法人 つなぐハーモニー

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	浅見 俊雄		有	理事長
理事	黒岩 ふみ子		無	副理事長
理事	市村 敏		無	専務理事
理事	黒岩 ちえみ		無	
理事	滝沢 留美子		無	
理事	佐藤 直人		無	
理事	松浦 信		無	
理事	本多 英子		無	
監事	小林 弘		有	

(様式6)

設 立 趣 旨 書

1. 設立の趣旨

私は、障がい者の親として、彼らが社会において直面する就労の困難さや安心して生活できる居場所の大切さを深く認識してきました。障がい者が自らの力を発揮し、社会に貢献できる場を確保することは、彼らの自立と尊厳を守るために必要不可欠なことだと考えています。

そこで、保護者や関係者が集まりNPO法人を設立し、障がいを持つ人達が地域で社会的・経済的に自立して暮らしていくための様々な支援を行い、障がいの有無や国籍等にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らして行くための活動を行うことで、課題の解決が可能となり地域社会全体の利益の増進に寄与することができると確信しています。

NPO法人の名称は、「つなぐハーモニー」とし、「つなぐ」は西吾妻4か町村のひらがな表記の頭文字をつなげたもので、事業の対象地域である住民が行政の枠を超えて連携するという意味を持ちます。「ハーモニー」は「調和」であり、人々の思いが重なり合い「美しい和音」が生み出される様子を表しています。

2. 設立申請に至るまでの経過

長野原町の施設である障害福祉サービス事業所やまどり（以下「やまどり」と言う。）は平成27年に設置され、指定管理者制度により、これまで2つの社会福祉法人が運営を行ってきました。しかし、様々な課題や問題が発生し、保護者や関係者が安心することができない状況が続いていたことから、自らの手で法人を設立し指定管理者に就いて運営を担うことが理想的な解決方法であるという結論に至りました。主な経緯は以下のとおりです。

- | | | |
|------|-----|---|
| 令和2年 | 4月 | 仙台市に本部を置く社会福祉法人チャレンジドらいふ（以下「らいふ」と言う。）が、にしあがつま福祉会に代わりやまどりの指定管理者（5年間）となる。 |
| 令和4年 | 4月 | らいふが複数のスタッフをやまどりから引き揚げる。 |
| 令和6年 | 8月 | やまどりの次期指定管理について、長野原町がらいふと随意契約により指定管理を継続する方針を表明する。 |
| 令和6年 | 9月 | やまどりの運営状況の悪化と様々な問題が顕在化したことを受け、保護者と関係者によりNPO法人を設立し、やまどりの指定管理者に就いて適切な運営を行えるよう準備を進める方針が確認される。また、外国人就労者支援の必要性についても併せて確認される。 |
| 令和6年 | 10月 | 保護者により「やまどりの指定管理に関する請願」を長野原町議会に提出する方針が確認される。 |
| 令和6年 | 11月 | 指定管理者就任を目指しNPO法人設立総会を開催、NPO法人設立認証申請書の提出、請願書の提出 |

令和6年11月6日

NPO法人 つなぐハーモニー

設立代表者 浅見 俊雄

(様式8)

令和6年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 つなぐハーモニー

1. 事業実施の方針

令和6年度は、令和7年4月1日から始まる長野原町障害福祉サービス事業所の次期指定管理期間（5年間）の指定管理者になるための活動を行います。この事業所は就労継続支援B型と生活介護を併設する多機能型事業所であることから、群馬県に障害福祉サービス事業者の指定申請を行います。また、指定管理者募集に対応するため応募書類作成等を行い、障がい者が地域で社会的・経済的に自立していくための支援体制を整えます。

2. 事業の実施に関する事業

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
障害福祉サービス事業所運営事業	(指定管理者応募事務) 来年度4月1日から始まる長野原町障害福祉サービス事業所の次期指定管理期間（5年間）の指定管理者になるための応募事務を行います。	令和6年 11月～ 12月	法人事務 所他	5名	障がい者 (0名)
	(サービス事業者指定事務) 群馬県に障害福祉サービス事業者の指定申請のための事務を行います。	令和6年 12月～ 令和7年 2月	法人事務 所他	3名	障がい者 (0名)

(様式8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 つなぐハーモニー

1. 事業実施の方針

令和7年度における事業は、障がい者が地域で社会的・経済的に自立していくための支援を具体的に行います。4月1日から始まる長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者となり、就労継続支援B型と生活介護を併設する多機能型事業所の運営を行います。

また、西吾妻地域の事業所で就労している外国人の生活支援について具体的に検討を行い、障がいの有無や国籍にかかわらず、地域住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らして行くための活動を進め、地域社会全体の利益の増進に貢献して行きます。

2. 事業の実施に関する事業

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
障害福祉サービス事業所運営事業	(事業所運営事務) 長野原町障害福祉サービス事業所の指定管理者となり、就労継続支援B型と生活介護を併設する多機能型事業所の運営を行います。	令和7年 4月～	障害福祉 サービス 事業所	13名	障がい者 (25名)
外国人就労者生活支援事業	(支援検討事務) 西吾妻地域の事業所で就労している外国人の生活支援について、具体的に検討を行います。	令和7年 10月～ 令和8年 3月	法人事務 所他	3名	外国人 (0名)

令和6年度 活動予算書
法人成立の日から令和7年3月31日まで

NPO法人 つなぐハーモニー
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
活動会員受取会費			
賛助会員受取会費		150,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金		0	
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益			
就労支援事業収益			
受託事業収益		0	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			150,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
売上原価(就労支援事業)			
業務委託費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
車両費			
通信運搬費	10,000		
消耗品費	30,000		
修繕費			
水道光熱費			
施設等評価費用			
減価償却費			
保険料			
租税公課			
支払利息			
その他経費計		70,000	
事業費計			70,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
通信運搬費			
消耗品費	20,000		
減価償却費			
保険料			
租税公課			
支払利息			
その他経費計		60,000	
管理費計			60,000
経常費用計			130,000
当期経常増減額			20,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....		0	
経常外費用計			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			20,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			20,000

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人 つなぐハーモニー

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
活動会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	20,000	230,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			0
施設等受入評価益			0
3. 受取助成金等			
受取助成金			0
受取補助金			0
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	39,000,000		
就労支援事業収益	4,800,000		
受託事業収益	16,000,000	59,800,000	
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益			0
経常収益計			60,030,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	40,000,000		
法定福利費	3,500,000		
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	43,500,000		
(2) その他経費			
売上原価(就労支援事業)	6,500,000		
業務委託費	3,900,000		
会議費	20,000		
旅費交通費	200,000		
車両費	2,000,000		
通信運搬費	300,000		
消耗品費	500,000		
修繕費	300,000		
水道光熱費	2,000,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
保険料	300,000		
租税公課	200,000		
支払利息	100,000		
その他経費計	16,320,000		
事業費計		59,820,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	30,000		
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	30,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	60,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	10,000		
減価償却費			
保険料			
租税公課			
支払利息			
その他経費計	90,000		
管理費計		120,000	
経常費用計			59,940,000
当期経常増減額			90,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....		0	
経常外費用計			0
経理区分振替額			0
当期正味財産増減額			90,000
前期繰越正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			110,000